



**家庭用及びこれに類する用途の低電圧用  
接続器具－第 2-1 部：ねじ形締付式接続器具の  
個別要求事項**

**JIS C 2814-2-1 : 2009**

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石塚 祐雄	社団法人日本原子力産業協会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前田 育男	IDEA 株式会社
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐藤 政博	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	高橋 健彦	関東学院大学
	千葉 信昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳田 正満	武藏工業大学
	中村 穎之	社団法人日本電機工業会
	能見 和司	電気事業連合会
	飛田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山田 秀	筑波大学
(専門委員)	安藤 栄倫	財団法人日本規格協会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 13.3.20 改正：平成 21.3.20

官報公示：平成 21.3.23

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

財団法人電気安全環境研究所

(〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12 TEL 03-3466-5162)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	1
<b>4 一般事項</b>	2
<b>5 試験に関する一般事項</b>	2
<b>6 主要特性</b>	2
<b>7 分類</b>	3
<b>8 表示</b>	3
<b>9 感電保護</b>	3
<b>10 導体の接続</b>	3
<b>11 構造</b>	8
<b>12 耐劣化性、耐湿性及び固体物の侵入又は水の有害な浸入に対する耐久性</b>	8
<b>13 絶縁抵抗及び耐電圧</b>	8
<b>14 機械的強度</b>	8
<b>15 温度上昇</b>	8
<b>16 耐熱性</b>	9
<b>17 空間距離及び沿面距離</b>	9
<b>18 絶縁材料の耐過熱性及び耐火性</b>	9
<b>19 絶縁材料の耐トラッキング性</b>	9
<b>20 EMC 要求事項</b>	9
<b>附属書</b>	14
<b>附属書 AA (規定) 試験に使用する導体の断面積及びゲージ (タイプ 1)</b>	15
<b>附属書 BB (規定) 試験するセット数 (3 個で 1 セット) 及びそれぞれのセットに対する試験順序</b>	17
<b>附属書 CC (規定) 試験に使用するための導体数 (タイプ 1)</b>	18
<b>附属書 DD (参考) mm<sup>2</sup> の断面積の導体と AWG サイズとの関係</b>	19
<b>附属書 EE (参考) 15.4 に従う温度上昇試験の例</b>	20
<b>附属書 JC (参考) JIS と対応する国際規格との対比表</b>	23
<b>解 説</b>	27

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 2814-2-1:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

**JIS C 2814** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 2814-1** 第1部：通則

**JIS C 2814-2-1** 第2-1部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項

**JIS C 2814-2-2** 第2-2部：ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項

**JIS C 2814-2-3** 第2-3部：絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項

**JIS C 2814-2-4** 第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項

# 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具— 第 2-1 部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項

Connecting devices for low-voltage circuits for household and similar purposes—Part 2-1: Particular requirements for connecting devices as separate entities with screw-type clamping units

## 序文

この規格は、2002 年に第 2 版として発行された **IEC 60998-2-1** を基とし、我が国の配電事情に適応させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。この規格は、**JIS C 2814-1:2009** と併読する規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。  
変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

## 1 適用範囲

適用範囲は、**JIS C 2814-1** の箇条 1 によるほか、次による。

この規格は、主として未処理導体の接続に特に適するねじ形締付式接続器具について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60998-2-1:2002, Connecting devices for low-voltage circuits for household and similar purposes –Part 2-1: Particular requirements for connecting devices as separate entities with screw-type clamping units (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、修正していることを示す。

## 2 引用規格

引用規格は、**JIS C 2814-1** の箇条 2 によるほか、次による。

**JIS C 2814-1:2009 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具—第 1 部：通則**

**注記** 対応国際規格：**IEC 60998-1:2002, Connecting devices for low-voltage circuits for household and similar purposes –Part 1: General requirements (MOD)**

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 2814-1** の箇条 3 によるほか、次による。

### 3.101

ねじ形端子 (screw-type terminal)